

## ○市内4駅周辺指定区域基準

区分		寝屋川市駅周辺指定区域	寝屋川市駅西側周辺指定区域	香里園駅西側周辺指定区域	香里園駅東側周辺指定区域	萱島駅周辺指定区域	東寝屋川駅周辺指定区域	打上高塚町周辺指定区域
屋上広告物	縦	建築物の高さの1/3以内			建築物の高さの1/5以内			
	横	建築物の幅の範囲内			建築物の幅の範囲内			
	表示面積の合計	壁面の面積の1/5以内			壁面の面積の1/5以内			
	掲出個数	原則、1建築物につき1個						
壁面広告物	縦	建築物の高さの1/3以内			建築物の高さの1/5以内			
	横	建築物の幅の範囲内			建築物の幅の範囲内			
	表示面積の合計	壁面の面積の1/5以内			壁面の面積の1/5以内			
突出広告物	上端の高さ	取付壁面の高さ以下			取付壁面の高さ以下			
	突出幅	取付壁面から1m以内			取付壁面から1m以内			
	道路への突出し	—			不可			
	掲出個数	原則、1壁面につき2個以内			原則、1壁面につき1個以内			
独立広告物 ※自家用	上端の高さ	地上から最上端までの距離は、10メートル以内						
	表示面積の合計	表示面積の合計は、20平方メートル以内						
※上欄以外	上端の高さ	地上から最上端までの距離は、5メートル以内						
	表示面積の合計	表示面積の合計は、10平方メートル以内						
塀及び柵（以下「工作物等」という。）に設置するもの	縦	工作物等の高さの2分の1以内						
	表示面積の合計	表示される工作物等の見附面積の10分の1以内						
色彩基準 （規制対象色）	彩度	赤(R)、黄赤(YR)、黄(Y)：6超 その他：4超						
	明度	3未満						
※自然素材の色彩は除く。	使用面積	上記対象色の使用面積の合計：30/100以内			上記対象色の使用面積の合計：20/100以内			

※共通基準：蛍光、発光、反射を伴う塗料又は材料を用いていないこと。

：壁面広告物については、開口部を塞ぐ形態のもの又は開口部の前面に設けられるものでないこと。